

ひとり親家庭休養ホーム事業 よくあるご質問

	質問	回答
1	利用券はどこで入手できますか？	お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援課の窓口またはインターネットでご申請いただき、窓口申請の場合は即日、インターネット申請の場合は2週間ほどで交付されます。
2	どのような方が利用できますか？	区内にお住まいのひとり親家庭の保護者と20歳未満の子で、所得が世田谷区児童育成手当の基準額未満の方です。
3	利用券はどこで使用できますか？	区と協定を結んでいる以下の6施設で使用できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・東京ディズニーランド®、ディズニーシー® ・よみうりランド ・サンリオピューロランド ・横浜・八景島シーパラダイス ・東京サマーランド ・キッザニア東京
4	利用券の利用方法が知りたい。	各施設によって利用方法が異なります。詳しくは区ホームページに掲載している「世田谷区ひとり親家庭休養ホーム事業のご案内」をご確認ください。(区ホームページ番号：32127)
5	インターネットでの申請方法が知りたい。	区ホームページ「電子申請」に記載のリンクからご申請できます。質問事項に沿って順にご回答ください。 なおご申請内容に確認事項が生じた場合は、インターネット(LoGoフォーム)を通じて修正依頼のご連絡等を行うことがありますのでご承知おきください。
6	インターネットで申請をしたが、間違えた内容を送信してしまった。	お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援課にお電話でご相談ください。
7	利用券の交付を受けたが、利用券を交換したい。	利用券交付後の交換はできません。
8	インターネットで申請をしたが、外出しており、郵便を受け取ることができなかった。	郵便局のホームページ等から再配達依頼をすることができます。 郵便局での保管期間が過ぎた場合は、お住まいの地域を管轄する子ども家庭支援課の窓口での

		お受け取りになります。(子ども家庭支援課から再配達を行いません。)
9		